ベビーシッター育児支援制度Ｑ＆Ａ

２０２０年８月更新

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | 非常勤職員で、週１０時間のみ機構で働いています。このような働き方であっても、本割引券を使うことはできますか？ |
| Ａ１ | 本機構で雇用されている労働者であれば、どなたでも利用できます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２ | 「就労又は職場への復帰が困難な場合」とはどのようなことですか？ |
| Ａ２ | 利用希望者の配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等により、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む）が困難な状況を指します。平成２７年度までは産前産後に制限されていましたが、育児休業や介護休業などからの就労・職場復帰の場合にも利用出来るようなりました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３ | 夫婦が別居（単身赴任）している場合、別居先でもこの制度は利用できますか？ |
| Ａ３ | 保育を受ける子どもにとって「家庭」であれば、そこでのシッターサービスも対象となります。なお、割引券に使用場所の記載欄があるため、「使用先は配偶者の赴任先でありもう１つの家庭である旨を記載してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４ | ベビーシッター業者との契約書で契約者名は妻になっていますが、機構勤務の申込み者が夫の場合、その契約書を提出しても構いませんか？ |
| Ａ４ | 申込み者が締結した契約書の写しが必要となりますので、申込み者本人の名前で、サービスを使用する日以前の契約書の写しを提出してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５ | 「ベビーシッター育児支援制度」と「保育利用料一部補助制度」を併用することはできますか？ |
| Ａ５ | 原則として併用はできませんが、以下のような場合が考えられます。【例】病児·病後児保育の場合　　①利用者の家庭において、ベビーシッターが病児を保育する　　②ベビーシッターが当該児を利用者の家庭から保育等施設に送る　　③保育等施設を利用する　　④ベビーシッターが保育等施設から利用者の家庭に送る　上記例において、①、②及び④はベビーシッター育児支援制度による補助、③は保育利用料一部補助制度による補助が可能です。 |